

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の終了後における建設工事及び
測量・建設コンサルタント等業務の取扱いについて

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、令和3年9月30日をもって緊急事態措置等を終了することとなり、国土交通省より、令和3年9月30日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」の事務連絡があり、本市においても建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「建設工事等」という。)の取扱いについては、これまでの取扱いと同様に受注者からの申し出があった場合には、すでに契約している建設工事等の一時中止措置等の協議を行いますので、各建設工事等発注担当課にご連絡ください。

施工中の建設工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、適切な対応をお願いいたします。